

## 新型コロナワクチン 保管期限を超過したワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチン接種を実施している市内の1医療機関（堺市堺区）において、ファイザー社が定める保管期限を超過したワクチンを、20名に誤って接種する事案が発生しました。

被接種者にはすでに医療機関から連絡と謝罪を行っております。また、現在のところ被接種者全員の健康状態に異常は見られません。

### 1 経緯

当該医療機関で、9月5日（月）が冷蔵の保管期限であるワクチンを9月16日（金）まで使用していたことが、9月20日（火）に判明しました。

### 2 原因

9月5日（月）が冷蔵保管期限のファイザー社ワクチンを、担当者が冷蔵保管期限の確認を怠り、9月16日（金）まで接種に使用していました。

### 3 間違い接種となった方

ファイザー社ワクチンを9月6日（火）から16日（金）までの間に接種した方 20名

### 4 今後の対応

保管期限を過ぎたワクチンを接種された20名の方は、当該医療機関において引き続き健康観察を行います。また希望者には医療機関の負担で抗体検査を実施し、必要であれば再接種をご案内します。

### 5 再発防止策

本市のワクチン接種協力医療機関に対し、これまでもワクチンの有効期限の考え方や複数人での確認の徹底について、市から複数回にわたり通知や連絡を行ってきましたが、改めて周知徹底を図り再発防止に取り組みます。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 保健所 感染症対策課 新型コロナウイルスワクチン企画担当 電 話：072-275-5306 ファックス：072-275-5387
----------------------------	--